

松戸市営繕工事週休２日工事試行実施要領

（目的）

第１条 本実施要領は、松戸市の発注する営繕工事における週休２日の取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条 週休２日工事とは、営繕工事において労務費の補正等の試行を行う週休２日の取組を行う工事をいう。

２ 週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

３ 対象期間とは、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

４ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

５ 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

６ ４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

７ 現場着手日とは、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

８ 現場完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

（対象工事）

第３条 週休２日工事は、本市が発注する営繕工事を対象とする。

ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

２ 週休２日工事の対象とする場合は、現場説明書等に対象工事である旨を現場説明書等記載例（別紙１）のとおり記載する。

(発注方式)

第4条 発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

(積算方法)

第5条 週休2日工事に係る積算方法等については、「千葉県営繕工事週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用」を準用する。

- 2 当初の予定価格において、4週8休達成を前提として補正係数(1.05)により労務費(工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して工事費を積算し、施工後に現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、当該補正分を減額して契約書の規定に基づき請負代金額を変更する。

(現場閉所(現場休息)の確認方法)

第6条 現場着手前は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- (2) 監督職員は、「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- (3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

2 現場着手後は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- (2) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。
- (3) 受注者は、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督職員に提出する。
- (4) 受注者は、対象期間終了後速やかに、チェックリスト(別紙2)を監督職員に提出する。

なお、工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所(現場休息)の状況を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所(現場休息)の日を協議により決定し、これに基づき4週8休に満たない場合は、第5条により契約変更を行うものとする。

3 その他留意事項は次のとおりとする。

- (1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (5) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 適正な工期の確保に向けて、新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

改修工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

（工事成績評定）

第7条 週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。

（実施の明示）

第8条 受注者は、対象期間中、週休2日工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めることとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する

（経過措置）

2 この要領の施行の際、改正前の規定により、執行中のものについては、従前

の例によることができる。

- 3 この要領の施行の際、同一現場において、分離発注する工事で、この要領による改正前の規定により、既に発注した工事がある場合に、後から発注する工事については、この要領の施行後においても、従前の例によることができる。

現場閉所（現場休息）率の算定例

【工期 6月1日～2月28日 の場合】

・・・6月1日から2月28日 → 273日間

○夏期休暇	3日	}	これらを対象外とする。
○年末年始休暇	6日		
○準備期間	30日（※）		
○書類整理、後片付け期間	20日（※）		

（※ 実際の作業開始日、作業完了日を用いて算定すること。）

対象期間 = 273 - (30 + 20 + 3 + 6) = 214日

現場閉所（休息）率 = (61 ÷ 214) × 100 ≒ 28.5%

⇒ 「週休2日達成」

休日：土・日曜日、祝日、降雨等で現場閉所した日

⇒ 61日の場合

現場説明書等 記載例

(週休 2 日制適用工事)

- 1 本工事は、週休 2 日工事（発注者指定方式）である。
- 2 受注者は、現場閉所（休息）による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には 4 週 8 休達成相当の経費を補正している。
- 3 週休 2 日制の実施にあたっては、「松戸市営繕工事週休 2 日工事試行実施要領」に基づき行うこと。

営繕工事週休2日工事 チェックリスト

工事名

[illegible]

閉所日数	日	※必ず作業日報等で閉所日を確認すること。
対象日数	日	
閉所率	%	※期間全体での閉所率